

# 窒素酸化物

施設の 種類	使用燃料、規模の区分 ※3		基準濃度 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> ) ※4				Onの値
			～H3. 3. 14	H3. 3. 15～ H4. 3. 31	H4. 4. 1～ H13. 3. 31	H13. 4. 1～	
※1 ボイラー	ガスを専焼 させるもの	100リットル以上	<b>80</b>	<b>45</b>		<b>5</b>	
		100リットル未満	<b>85</b>	<b>45</b>			
	液体を専焼 させるもの	100リットル以上	<b>90</b>	<b>65</b>	<b>50</b>	<b>4</b>	
		100リットル未満	<b>100</b>	<b>65</b>			
※2 ガスタービン	ガスを専焼 させるもの	50000kW以上	<b>25</b>		<b>10</b>	<b>16</b>	
		2000kW以上 50000kW未満	<b>35</b>	<b>25</b>			
		2000kW未満	<b>50</b>	<b>35</b>			
	液体を専焼 させるもの	50000kW以上	<b>25</b>		<b>10</b>		
		2000kW以上 50000kW未満	<b>50</b>	<b>25</b>			
		2000kW未満	<b>60</b>	<b>35</b>			
※機 2 関 ゼ ル	25リットル以上	<b>190</b>	<b>110</b>		<b>13</b>		
	25リットル未満	<b>500</b>	<b>380</b>				
ンよガ 機びス 関ガ機 ※ソ関 2 リお	50リットル以上	<b>300</b>	<b>200</b>		<b>0</b>		
	50リットル未満	<b>500</b>	<b>300</b>				

※1：熱風ボイラーを含み、熱源として電気または廃熱のみを使用するものおよび伝熱面積が10m<sup>2</sup>未満のものを除く

※2：指定作業場の要件に該当するもの

※3：リットル表示をしてあるのは重油換算した1時間当たりの燃料の燃焼能力、kW表示をしてあるのは発電量換算の施設の定格出力を表す

※4：施設の設置日により異なる

上記の表に掲げる窒素酸化物の基準濃度は、次の式により算出された値とします。

$$C = Cs \times (21 - On) / (21 - Os)$$

C：窒素酸化物の濃度 (ppm)

Cs：窒素酸化物の実測濃度 (ppm)

日本工業規格K0104に定める方法により測定された濃度を0℃、1気圧中の濃度に換算したもの

On：標準酸素濃度

上記の表に掲げる値

Os：排出ガス中の酸素濃度

ただし、Osが20%を超えるときは、20%とする。